## 随意契約結果表

業務名 契約の相手方	<ul><li>(社会資本整備総合交付金)県道小蓑前田東線(虹の滝工区)道路整備工事(第2工区)施工管理業務委託</li><li>(公財)香川県建設技術センター</li></ul>
契約年月日	令和6年5月14日
契約金額	2,197,800 円
随意契約の相手方の選定理由	本業務は、令和5年度(社会資本整備総合交付金)県道 小蓑前田東線(虹の滝工区)道路整備工事(第2工区)(工 期:令和6年3月27日~令和6年12月27日)の施工管 理業務を委託するものであり、専門的な知識と高い信頼性 を必要とする業務である。 (公財)香川県建設技術センターは、地方公共団体が施 工する公共事業の円滑かつ適正な執行を支援・補完させる ため、県自ら市町と共に出資し設立させた公益財団法人で あり、県工事について経験のある専門の職員が配置される ことから、地方公共団体が施工する土木工事の施工管理業 務に適するとともに、地方公共団体職員への技術指導も行 うことができ、委託先として最適であると考えられる。 以上のことから、香川県会計規則第184条第7号の規 定により、(公財)香川県建設技術センターと随意契約しよ うとするものである。